

第 10 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和 7 年 (2025) 10 月 9 日
水上村農業委員会

第10回水上村農業委員会総会議事録

- 令和7（2025年）10月9日第10回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

- 出席委員は次のとおりである。（8名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	4	内田真治
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	10	川内ひと実
5	尾前重徳	12	川原隆治

- 欠席委員は次のとおりである。（4名）

席番号	氏名
4	内田真治
8	愛甲純一
9	椎葉仁吏
11	五家一久

- 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

- 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

- 会議議案は次のとおりである。

議案第31号 農地利用集積等促進計画の決定について

議案第32号 利用意向調査について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画
の意見について

議案第34号 農業委員会の保冷順守の申し合わせ決議について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年10月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和7年第10回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員を指名します。

1番藤田委員、2番松田委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第31号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。

事務局よりお願いします。

事務局 番号の1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字池ノ元にある農地1筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計8,782m²です。

場所については、3ページの赤枠部分をご覧ください。舟石公民館の東に位置します。

2ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的はイチゴ・水稻、賃借料は金納で、全部で20,000円です。

4ページをご覧ください。

以上のとおりであります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときには利害関係人の意見を聴かなければならぬとあり、

さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農地中間管理権の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許

可をする基準である同法第18条第5項も同ページの中央部分に載せておりますので、ご覧ください。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。

(意見なし)

異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第31号については、計画のとおり意見決定します。

次に、議案第32号利用意向調査について上程いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。

5ページをご覧ください。

8月から9月にかけて、遊休農地や令和6年度内に売買された農地の農地パトロールを実施しましたが、その中で、耕作がされていなかった農地がありました。

そのため、全国農業会議所より示されている「令和7年度農地パトロール実施要領」に従い、今後の農地の活用方法についての利用意向調査書を送付するため、利用意向調査をすべき農地の選定をしたいと思います。

5ページは意向調査書通知対象一覧（案）、6ページから9ページが位置図、10ページと11ページが対象地の現状の写真、12ページの左が利用意向調査書（案）、右が回答書

(案) となります。

利用意向の回答としては、所有者から

- ① 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を利用する。
- ② 自ら所有権の移転又は賃貸借その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う。
- ③ 自ら耕作する。
- ④ その他。

のいずれかの回答を求めます。

- ① は、熊本県農業公社を通す賃貸借。②は売買又は農地法第3条賃貸借。③は自作。④は非農地申請や転用等となります。

対象者に利用意向の内容が理解できるように、13ページから15ページの「利用意向について」と書かれた補足説明文書も同封する予定です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局の説明について、皆さんの意見はいかがでしょうか。

(意見なし)

では、事務局が提示した対象農地のすべてに利用意向調査を通知することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第32号については、利用意向調査を実施します。

次に、議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農業経

営農改善計画の意見についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。

16ページをご覧ください。

今回は新規が1件で出ております。

●●●●さんです。

営農類型は、栗、水稻、干しシイタケ、干しタケノコです。
現在は、栗の作付面積が190a、生産量が2,500 kgで、作付面積を現状維持のまま、今後、成本になるため生産量を5,000 kgへと増やします。

水稻は、現在は作付面積106a、生産量が4,980 kgだから、目標を、作付面積を維持したまま生産量を5,400 kgまで増やします。

干しシイタケについては、作付面積が5a、生産量が200 kgですが、こちらも、作付面積を維持したまま生産量を300 kgまで増やします。

干しタケノコについては、作付面積が100a、生産量が70 kgですが、こちらも、作付面積を維持したまま生産量を150 kgまで増やします。

農業所得ですが、栗については、現状が1,000,000円のところ、単収260kg、所得率40%で計算して2,000,000円とします。

水稻は、750,000円ですが、単収510kg、所得率40%で計算して860,000円まで増やすことを目標としています。

干しシイタケについては、現状が500,000円のところ、単価5,000円、所得率40%で計算して600,000円とします。

干しタケノコについては、現状が200,000円のところ、単価5,000円、所得率45%で計算して340,000円とします。

労働時間としましては、現在2000時間ですが、作業の効率化を図り、1,800時間とします。

生産方法・経営管理の合理化の目的ですが、効率的な農業経営のため、農業機械化で省力をめざすことです

農業従事の態様等の改善目標ですが、効率的な農業経営のためきちんと休日を確保し、無理のない営農計画を立てるとともに、経営面積を上げるより、単収を上げていくとのことです。

議長

説明は以上です。

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。
(意見、意義なし)

全員賛成でございますので、議案第33号については、計画のとおり意見決定します。

次に、議案第34号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。

17ページをご覧ください。

今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄や農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成等の不祥事が相次いでいるとのことで、農業委員会総会において法令順守や綱紀保持の申し合わせ決議や注意喚起をしてほしいと、全国農業会議所より通知がありました。

18ページの「農業委員会の法令順守の実施および今後の対応について」という通知が、今回の事案を受けて通知された依頼文です。

議案書にあるのは、農業会議から示されている申し合わせ決議書の（例）となります。この（例）を元に、追加すべき事項がございましたら、ご提案をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明について、皆さんの意見はいかがでしょうか。

(意見なし)

こちらは3条で売買された農地は耕作することが条件であるため、何とか耕作を初めてもらいたいと思います。では、議決を取ります。

議案書のとおりの申し合わせ決議書で決議すること賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第34号については、議案書のとおりに決議します。

(9時36分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤田円香

署名委員 松田一洋

議長 次に、報告第11号農地相談事例について報告します。事務局より、報告をお願いします。

事務局 報告します。
19ページをご覧ください。
福岡市にお住いの方から農地相談が来ております。
対象の農地は、岩野字前田にある農地2筆です。

20ページの赤枠が対象農地であり、旧岩野小学校の東側に位置します。また、現状の写真も21ページに添付しております。

これらの農地は、農振農用地内で、地域計画にも位置付けられている農地です。

相談内容としては、現在賃貸借契約をしているが、今後も借り手がいる保証はなく、また遠方に住んでいるため自分では維持管理することもできないことから、売買相手を探してほしいとのことでした。

賃貸借契約については、今年の12月と来年の4月に契約満了日を迎えます。

今回、所有者から相談があつた旨を借受人に伝え、購入の意思はあるかを確認しましたが、「購入してまでは耕作しない」「誰も購入者がいないようなら検討する」とのことでの、まずは農地相談で購入者を探してほしいとのことでした。

売買価格を所有者に確認しましたが、10aあたり25万円ほどで考えていますが、安くてもいいので、まずは購入意思のある人を探してほしいとのことです。

最終的な購入価格については、交渉次第となるかと思われます。

以上で、報告を終わります。

議長 これは、だれが耕している農地でしょうか？

事務局 ●●さんと●●さんです。●●さんが耕している農地の方の川沿いの農地については、隣の農地と境界がないため、2筆ですが見た目は1筆の状態です。

議長 隣は誰の農地でしたか？

事務局	●●さんです。亡くなられており、相続はまだです。
議長	売買するなら、いっぺんに買うてもろた方がいいでしょうね。●●さんは今どこにおられるとでしょうか？
事務局	所有者は亡くなっていますが、現管理者である息子さんは、熊本市にお住いだったと思います。別の賃貸借更新の関係で通知を出した際に連絡があり、未相続であったために賃貸借契約を同意書付きでするか、相続登記後に新たな賃貸借権を設定するかどちらかご家族で決められてから返答をくださいとお伝えし、まだ回答をいただいておりません。
議長	なるほど。誰かには買ってもらう方がいいでしょうね。
事務局	では、この周辺で耕作をされている認定農業者宛に、農地の売買相談が出ていることに関する通知を出します。
議長	そうしてください。 提案した議案は以上のとおりでありますので、第10回農業委員会総会を閉会します。

(9時42分)